平成２５年（フ）第８５６０号
東京都練馬区田柄３丁目17番５号第２福富マンション８号
破産者　清水　嘉久
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７６号
東京都大田区中馬込２丁目17番１号
破産者　有限会社大崎製畳舗
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５７７号
東京都大田区南馬込２丁目９―10
破産者　亀井　裕介
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６００号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１―31―９　サンライズ所沢203、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目873番地の２
破産者　有限会社泰真堂
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６０１号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目31―９　サンライズ所沢203
破産者　萩原　　豊
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１５号
埼玉県朝霞市西原１丁目３番23―503号
破産者　株式会社コールド運輸
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６１６号
埼玉県所沢市大字坂之下字谷戸789番地
破産者　株式会社ＣＬＳ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２４号
神奈川県横浜市緑区東本郷４丁目13番21号　ＳＵＮ―ＶＩＬＬＡＧＥ―ＹＯＵ―Ｂ棟102号
破産者　株式会社イシトミ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２５号
神奈川県横浜市緑区東本郷４丁目13―21　ＳＵＮ　ＶＩＬＬＡＧＥ　ＹＯＵ　Ｂ棟102号
破産者　石丸　昌吾
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６６９号
東京都江戸川区小松川１丁目２番３―404号
破産者　合同会社しきさい
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６７０号
東京都立川市錦町２―２―19　ムンドカーサ高木406大滝方、住民票上の住所東京都渋谷区道玄坂２丁目20―４―４Ｆ
破産者　池　　奈帆
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６８２号
東京都調布市仙川町１丁目16番地７　ライオンズマンション仙川306号
破産者　株式会社Ｓ―ＮＥＯ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６８３号
東京都調布市仙川町１丁目16―７―306
破産者　嶺井　　暁
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１６号
東京都江東区扇橋３丁目10番３号安部ビル１階
破産者　株式会社ＰＳＥ
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１７号
東京都江東区南砂３丁目２―１―813
破産者　仲川　　茂
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７１９号
東京都足立区鹿浜１丁目17番22号
破産者　有限会社三上印刷
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４２号
東京都港区白金２丁目５番16号
破産者　株式会社美美
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４８号
東京都江戸川区篠崎町７丁目13番10号
破産者　株式会社エービーシー
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７４９号
東京都江戸川区篠崎町７丁目13番10号
破産者　有限会社ＡＢＣオペレーティング
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７６４号
東京都立川市曙町２丁目35番２号
破産者　中央電産株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２１２号
東京都足立区竹の塚６丁目２―８―301
破産者　角田　親敬
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部